

有効期間満了日 令和7年3月31日

熊生環第463号

令和元年5月13日

銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について（通達）

銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査に関する規定（第12条の3及び第13条の2）及び調査を行う間における銃砲刀剣類の保管に関する規定（第13条の3）の運用上の留意事項については、これまで「銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について（通達）」（平成26年3月31日付け警察庁丁保発第53号）に基づき実施してきたところであるが、この度、警察庁から別添のとおり「銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について（通達）」（平成31年4月1日付け警察庁丁保発第67号。以下「新通達」という。）が発出されたことから、今後は新通達に基づき実施することとしたので、事務処理上誤りのないようにされたい。

※ 警察庁通達「銃砲刀剣類所持等取締法上の行政調査等の適正な実施について（通達）」については、警察庁ホームページをご覧ください。